



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）…………… 1
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等（消費・暮らし安全課）…………… 2
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しない申請等の指定（消費・暮らし安全課）…………… 2
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数（国民健康保険課）…………… 2
- 指定納付受託者の指定（交流推進課）…………… 3
- 指定管理者の指定（港湾課）…………… 3
- 都市計画の変更・5件（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等について公告・2件（情報基盤整備課）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（情報基盤整備課）…………… 7
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了・14件（南部土木事務所）…………… 13

教育委員会事項

- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則…………… 17

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更…………… 18

告 示

沖縄県告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する徴収金の収納の事務を委託した。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沖縄県那覇県税事務所、沖縄県コザ県税事務所及び沖縄県自動車税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社アイティフォー	東京都千代田区一番町21番地

- 3 委託期間 令和6年2月1日から令和9年1月31日まで

沖縄県告示第46号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる法律又は条例の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のとおり告示する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる法律又は条例の名称及び条項
 - (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号） 第25条第4項、第34条第4項、第49条第4項（第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第53条第4項（第62条において準用する場合を含む。）及び第55条（第62条において準用する場合を含む。）
 - (2) 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号） 第2条第1項及び第4項、第3条、第4条、第5条第2項、第6条、第7条、第9条から第12条まで、第13条第2項、第15条、第19条（第24条において準用する場合を含む。）、第20条（第24条において準用する場合を含む。）並びに第21条第1項、第2項（第24条において準用する場合を含む。）及び第3項
- 2 使用を開始する日 令和6年3月1日

沖縄県告示第47号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第4項ただし書の規定により、令和6年沖縄県告示第46号で告示した手続等を、同項ただし書に規定する申請等に指定する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第48号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

なお、令和5年沖縄県告示第70号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	0.5
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7396653494321
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.9792224314619
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7565064907427
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999981844
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.7640678208929
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999953872

政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
-----------------------------	-----

沖縄県告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定をした日 令和6年1月9日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 マイナポータルサイトを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する沖縄県の旅券発給手数料

沖縄県告示第50号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第19条の規定により、与那原マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社シーエンジニアリング沖縄 北谷町北谷一丁目14番地3ハイビスカスマンション1F
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

沖縄県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・1号宜野湾道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 北谷町字北谷、北谷二丁目及び字北前
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・1・1号国道58号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 なし（車線の数の内訳の変更）
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・3号宜野湾道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宜野湾市字喜友名、字伊佐、字大山、字真志喜及び字宇地泊
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・1号国道58号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 なし（車線の数の内訳の変更）
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・1・1号国道58号宜野湾バイパス
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宜野湾市字伊佐
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 テレワーク用電気通信役務（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 調達を予定している役務等と同様又は類似するものに関し直近2事業年度以上の営業実績を有すること。

- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 調達を予定している役務等と同様又は類似するものに関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- キ その他知事が定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017590/1017599.html>）からダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 申請書等の受付期間 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年4月30日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するテレワーク用電気通信役務に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規程するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ その他知事が定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/107590/107599.html>）からダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年4月30日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 テレワーク用電気通信役務（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和6年2月27日付け沖縄県公報定期第5195号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるテレワーク用電気通信役務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ ネットワークの構築、情報システムの構築業務及び障害対応業務体制証明書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、サーバ及びネットワーク機器（以下「機器等」という。）の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができると並びに当該機器等に障害が発生した場合において、24時間内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
 - ウ 各構成員は2(1)アに該当する者であること。
 - エ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上であること。
 - カ 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。
 - キ 共同企業体として2(1)イ及びウの要件を満たすこと。
 - (3) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和6年4月8日(月曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和6年2月27日(火曜日)から同年3月25日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和6年4月8日(月曜日)午前11時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
mobile network line equipment for the computer network system at Okinawa Prefectural

Government. (This includes duties concerning installation and set-up.)

- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of mobile network line, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 27 February, 2024 through 25 March, 2024 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
8 April, 2024 (Monday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Monday 8 April, 2024.)
- (6) Bid opening
Date and Time: 8 April, 2024 (Monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
- (7) Division in charge
Information Infrastructure Development Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和6年2月27日付け沖縄県公報定期第5195号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができると並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内、沖縄本島外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
 - ウ 納入しようとする端末機等の機能等証明書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 共同企業体を結成し、入札に参加する場合の入札参加の資格 次に掲げる要件を全て満たし、かつ、

共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和6年3月25日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けること。

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。

ウ 各構成員は2(1)アに該当する者であること。

エ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上であること。

カ 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。

キ 共同企業体として2(1)イ及びウの要件を満たすこと。

(3) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和6年2月27日（火曜日）から3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年4月8日（月曜日）午後3時

(2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和6年2月27日（火曜日）から同年3月25日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和6年4月8日(月曜日)午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of terminal units for the entire computer network system at Okinawa Prefectural Government as well as the application software.
(this includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 27 February, 2024 through 25 March, 2024 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
 - (5) Bid due date and time
8 April, 2024 (Monday) 3:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Monday 8 April, 2024.)
 - (6) Bid opening
Date and Time: 8 April, 2024 (Monday) 3:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
 - (7) Division in charge
Information Infrastructure Development Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 処分をした年月日 令和5年9月4日

- (2) 商号名 有限会社南錐
(3) 代表者名 佐久本環
(4) 所在地 石垣市字登野城167番地東3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第9116号
(6) 処分の内容 許可した業種のうちさく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月4日付けで、建設業法第12条に基づきさく井工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年9月13日
(2) 商号名 株式会社読谷建材店
(3) 代表者名 永山盛也
(4) 所在地 読谷村字波平1615番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13091号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年9月26日
(2) 商号名 株式会社オーシャン
(3) 代表者名 津嘉山令
(4) 所在地 沖縄市松本七丁目8番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13584号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年9月27日
(2) 商号名 有限会社ヤマウチ設備
(3) 代表者名 山内美保子
(4) 所在地 宜野湾市普天間二丁目39番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-4)第6222号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年9月27日
(2) 商号名 株式会社型建
(3) 代表者名 伊志嶺始
(4) 所在地 浦添市内間五丁目3番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13077号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年9月27日
(2) 商号名 NEWS PLAN株式会社
(3) 代表者名 池原礼子
(4) 所在地 読谷村字伊良皆237番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14089号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年10月2日

- (2) 商号名 有限会社環水エンジニア
 (3) 代表者名 赤嶺清八郎
 (4) 所在地 豊見城市字与根561番地2
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第13215号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 令和5年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年10月4日
 (2) 商号名 株式会社宮太組
 (3) 代表者名 宮城功和
 (4) 所在地 大宜味村字塩屋62番地3
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第561号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 令和5年10月4日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年10月5日
 (2) 商号名 株式会社米正建設
 (3) 代表者名 米盛みつ子
 (4) 所在地 那覇市曙1丁目13番9号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第3108号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 令和5年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年10月12日
 (2) 商号名 株式会社きゃん電研
 (3) 代表者名 喜屋武尚
 (4) 所在地 那覇市金城2丁目3番地5 101号室
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12659号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 令和5年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月13日 沖縄県指令土第226号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋儀間原1531番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市南桃原四丁目7番8号チュラビスタイルⅡ301号室
宮城美紀枝
- 5 検査済証番号 令和6年1月22日 第4919号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月5日 沖縄県指令南土第687号、令和5年4月28日 沖縄県指令南土第258号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須米須原322番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須314番地の1 テルヤⅡ202号室 山城晋、糸満市字米須314番地の1 テルヤⅡ202号室 山城静香
- 5 検査済証番号 令和5年11月29日 N第1522号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月14日 沖縄県指令南土第432号、令和4年10月19日 沖縄県指令南土第602号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里内間原362番、362番8、362番9及び362番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平612番地の6 サニーハウストウマ306号室 大城真彦、糸満市字真栄里362番地 玉城隆明
- 5 検査済証番号 令和5年11月29日 N第1523号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月27日 沖縄県指令南土第620号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枡原1451番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原212番地ゲートヴィラ八重瀬403号室 石川清康、八重瀬町字屋宜原212番地ゲートヴィラ八重瀬403号室 石川明乃
- 5 検査済証番号 令和5年11月29日 N第1524号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月30日 沖縄県指令南土第397号、令和3年4月7日 沖縄県指令南土第132号（変更）、令和4年5月30日 沖縄県指令南土第362号（変更）、令和5年11月29日 沖縄県指令南土第597号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡嘉敷太田原218番及び220番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡嘉敷218番地 村田正憲
- 5 検査済証番号 令和5年12月1日 N第1525号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月6日 沖縄県指令南土第131号、令和5年5月9日 沖縄県指令南土第275号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山古島原781番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜100番地の1 ラベルダ302 伊禮康謙
- 5 検査済証番号 令和5年12月5日 N第1526号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月29日 沖縄県指令南土第309号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原109番22
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城43番地2 村吉和枝
- 5 検査済証番号 令和5年11月22日 N第1527号
- 6 工事完了年月日 令和5年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月26日 沖縄県指令南土第350号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原256番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字福地493番地の1 新垣樹、那覇市字当間117番地航空自衛隊 新垣花
- 5 検査済証番号 令和5年12月7日 N第1528号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月7日 沖縄県指令南土第233号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字福地福地原127番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間665番地24 梅森直哉
- 5 検査済証番号 令和5年12月7日 N第1529号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月2日 沖縄県指令南土第53号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川の尾原1057番17及び1057番26
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数300番地の2賀数宿舍5棟202号 田代翔悟
- 5 検査済証番号 令和5年12月7日 N第1530号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月25日 沖縄県指令南土第220号、令和5年12月6日 沖縄県指令南土第604号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原240番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1101番地1ソレイユ501 宮里圭、南風原町字津嘉山1101番地1ソレイユ501 宮里葉月
- 5 検査済証番号 令和5年12月7日 N第1531号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月24日 沖縄県指令南土第661号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原709番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1312番地の1ブリーズィ白川2-C 比嘉勇介、糸満市字阿波根1312番地の1ブリーズィ白川2-C 比嘉涼香
- 5 検査済証番号 令和5年12月19日 N第1532号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月15日 沖縄県指令南土第539号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根浜原1547番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波123番地1クレストS2-A 平良佳大、豊見城市字伊良波123番地1クレストS2-A 平良志乃

- 5 検査済証番号 令和5年12月19日 N第1533号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月25日 沖縄県指令南土第218号、令和4年11月30日 沖縄県指令南土第671号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原240番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部301番地1 警察本部待機宿舍303 米須祐二
- 5 検査済証番号 令和5年12月19日 N第1534号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月15日 沖縄県指令南土第86号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原594番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 石垣市字登野城1255番地13オーシャンパレス登野城103 野原康寛、八重瀬町字富盛594番地 野原康豊
- 5 検査済証番号 令和5年12月19日 N第1535号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月1日

教育委員会事項

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中 「資料班 奉仕班」 を 「資料・情報班 調査・サービス班 企画・支援班」 に改め、同条第3項中「資料班」を「資料・情報班」

に改め、同項第1号中「、視聴覚教育の資料」を削り、「収集」の次に「、整理及び保存」を加え、同項第2号中「図書館資料の分類、配列、保全及び目録の整備」を「特別収蔵庫所蔵資料その他の貴重資料の利用」に改め、同項第3号中「の統計」を「に係る調査及び統計」に改め、同条第4項中「奉仕班」を「調査・サービス班」に改め、同項第1号中「及び貸出し」を「、貸出しその他館内で提供するサービス」に改め、「関すること」の次に「（他班の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第2号中「読書相談並びに参考資料の紹介及び提供」を「調査相談業務」に改め、同項第3号中「の統計」を「に係る調査及び統計」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 企画・支援班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館運営の企画調整に関すること。
- (2) 図書館の調査及び統計の総括に関すること。
- (3) 非来館型サービスに関すること。
- (4) 読書活動の推進及び県内の他の図書館等の支援に関すること。

第4条第1項中「調査班」を「調査第1班 調査第2班」に改め、同条第3項中「調査班」を「調査第1班」に改め、

同項第1号から第3号まで、第6号及び第7号中「に関すること」の次に「（他班の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 調査第2班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 史跡整備に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和6年2月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
（新）社会医療法人へいあん 平安病院 （旧）医療法人へいあん 平安病院	浦添市字経塚346番地	令和5年12月1日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---